

平成29年6月

未成年後見人選任の申立ての手引

東京家庭裁判所

東京家庭裁判所立川支部

目次

◎未成年後見人選任審判手続き(流れ図)	1
◎申立必要書類チェック票	2
第1 未成年後見制度について	3
第2 申立ての手続について	
1 申立てをする家庭裁判所(土地管轄)	3
2 申立てができる人(申立人)	4
3 申立てに必要な書類	4
4 申立後の手続について	4
第3 未成年後見人の職務について	
1 身上監護	5
2 財産管理	6
第4 後見監督について	
1 後見監督とは	7
2 家庭裁判所の許可が必要な場合	7
3 後見の終了	8

標準的な審理の流れ

申立て準備

この手引きをお読みにになり、申立必要書類一覧表に記載した書類の準備をしてください。

申立て

準備した書類を管轄の家庭裁判所(3頁)にお持ちいただくか、郵送で申し立ててください。

調査 (4頁)

申立人調査(面接)
後見人候補者調査(面接)
未成年者調査(面接)
親族への照会

審判

未成年後見人を選任した旨(または却下する旨)の審判書が郵送されます。
後見人に就任した旨が戸籍に記載されます。

財産目録, 年間収支予定表の作成, 裁判所への提出

審判書送付の際に書式を同封しますので、作成、提出してください。
(審判書を受け取ってから1か月以内)

後見事務の監督 (7~8頁)

後見の終了 (8頁)



申立必要書類チェック票

未成年者が複数の場合、未成年者1人につき1セットを提出してください。

戸籍謄本・住民票は、1人の子は原本を提出し、他の子は写しの提出で結構です。

	必要書類等	取寄先
1	申立書類 <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 申立事情説明書 <input type="checkbox"/> 親族関係図 <input type="checkbox"/> 未成年者の財産目録及びその資料 <input type="checkbox"/> 不動産の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し <input type="checkbox"/> 保険証書の写し <input type="checkbox"/> 未成年者の収支状況報告書及びその資料 <input type="checkbox"/> 収入に関する資料の写し <input type="checkbox"/> 支出に関する資料の写し <input type="checkbox"/> 亡親の遺産目録及びその資料 <input type="checkbox"/> 不動産の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の写し <input type="checkbox"/> 保険証書の写し <input type="checkbox"/> 負債に関する資料の写し <input type="checkbox"/> 死亡退職金等に関する資料の写し <input type="checkbox"/> 後見人候補者事情説明書	東京家庭裁判所・支部の窓口 (ホームページや郵送でも取り寄せることができます) ※ インターネットの場合は、「東京家庭裁判所後見サイト」で検索してください。 ※ 郵送の場合は、A4の冊子が入る角型2号サイズの封筒にご自身の名前と住所を書き、205円分の切手を貼ったものを家庭裁判所まで送ってください。
2	戸籍謄本(全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 後見人候補者 ※外国籍の方は、戸籍謄本に代えて、住民票(国籍の載ったもの)を提出する。 ※後見人候補者が法人の場合は、法人登記簿謄本(全部事項証明書)	各自治体の担当窓口 郵送でも取り寄せることができます。 取り寄せ方法については各種書類の取寄先にお問い合わせください。
3	住民票又は戸籍附票(世帯全部、省略のないもの) <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 後見人候補者	各自治体の担当窓口 ※外国籍の方は、 <u>国籍の記載されている住民票</u> を提出してください。
4	<input type="checkbox"/> 親権を行う者がいないことを証する資料(親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本等)	戸籍謄本の取り寄せは、各自治体の担当窓口
5	※利害関係人からの申立ての場合 <input type="checkbox"/> 利害関係を証する資料	
6	費用(申立て時に納めていただきます) <input type="checkbox"/> 収入印紙 800円 <input type="checkbox"/> 郵便切手 3,220円 (内訳 500円切手×3枚 100円切手×5枚 82円切手×10枚 62円切手×2枚 20円切手×8枚 10円切手×10枚 1円切手×16枚)	郵便局など (印紙や切手は裁判所内の売店でも販売しています)。

※ 各事情説明書、財産目録、親族関係図はできるだけ詳しく記入してください。

※ 遺産が少なかったり、当面は遺産分割を考えていない場合も、亡親の財産があれば、必ず遺産目録を作成してください。また、現在の財産がなくても、保険金や退職金など、親の死亡により、今後受け取る財産がある場合も、遺産目録を作成してください。

第1 未成年後見制度について

未成年後見制度とは、未成年者の親権を行う者が、死亡、行方不明等でいなくなったときに後見人を選任し、後見人が未成年者の身上監護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

家庭裁判所で後見人が選任されると、後見人は、原則として未成年者が満20歳に達する又は婚姻や養子縁組等により後見が終了するまで、後見事務を行い、その事務内容について裁判所に定期的に報告する義務を負います。

申立てのきっかけとなった当面の目的(保険金の受領や遺産分割など)が終了しても、後見人の職務が終わるわけではありません。

第2 申立ての手続について

1 申立てをする家庭裁判所(土地^{かんかつ}管轄)

申立ては、未成年者の住所地(未成年者が住民登録している場所)を管轄する家庭裁判所にしてください。

裁判所名	所在地, 電話番号	管轄区域
東京家庭裁判所 後見センター (庁舎2階)	〒100-8956 千代田区霞が関1-1-2 03(3502)5359,5369(直通) 東京メトロ「霞ヶ関駅」B1a出口(徒歩1分), 「桜田門駅」5番出口(徒歩5分), 都営三田線「日比谷駅」5番出口(徒歩10分)	未成年者の住所地在23区及び諸島
東京家庭裁判所 立川支部 後見係	〒190-8589 立川市緑町10番地の4 042(845)0324,0325(直通) JR「立川駅」北口(徒歩25分) 多摩都市モノレール「高松駅」下車(徒歩5分)	未成年者の住所地在上記以外の市町村

【受付時間】平日 9:00~12:15, 13:00~17:00

2 申立てができる人(申立人)

未成年者の親族, 15歳以上の未成年者自身, 利害関係人(児童相談所長や里親等)です。

3 申立てに必要な書類

申立ての際には, 申立必要書類チェック票(2頁)の口にレをつけながら, 必要書類(発行後3箇月以内のもの)が全て整ったことをご確認ください。必要書類が整っていれば, 手続きが早く進みます。

申立書類は裁判所が未成年後見人を選任する際に参考とする重要な資料ですので, 全て必ずご記入ください。

4 申立後の手続について

(1) 申立人, 後見人候補者調査(面接)

家庭裁判所へ来ていただいて, 申立てに関する事情を直接お伺いします。日時は, 家庭裁判所から通知します。指定された日時の都合が悪ければ, ご連絡ください。

申立人からは, 「申立事情説明書」等に基づいて, 申立てに至るいきさつ, 未成年者の生活状況, 財産状況及び未成年者の親族らの意向等について事情を詳しくお伺いします。

後見人候補者には, 「候補者事情説明書」に基づいて, 後見人としての適格性に関する事情をお伺いします。

(2) 未成年者調査(面接)

未成年者の意思及び心身の状況を確認するため, 未成年者には後見人候補者と共に家庭裁判所に来ていただきます。年齢や事案の内容によっては, 家庭裁判所調査官が家庭訪問をして未成年者と面接したり, 生活状況を観察させていただくこともあります。

(3) 親族への照会

必要に応じて, 未成年者の非親権者(親権者ではない親)や, その親族に対して, 照会書を送付するなどして意向を確認します。

※ 申立後の取下げの可否について



取下げは許可制になります。例えば, 「私が後見人に選ばれないなら取り下げます。」「親族の事業資金として未成年者の金を借り入れることを認めてもらえないなら, 取り下げます。」というような理由では, 許可されません。



誰を候補者にするか？誰が選任されるか？

(1) 未成年後見制度の内容や後見人の職務を理解された上で責任をもって引き受けてくださる方を挙げてください。

(2) 家庭裁判所は、後見人の選任については、

- ① 未成年者の心身の状況、生活状況及び財産の状況
- ② 候補者の職業・経歴
- ③ 候補者と未成年者との利害関係の有無
- ④ 未成年者の意向

などの事情を総合して判断します。

そのため、**申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません**。家庭裁判所は、未成年者が多額の財産を所有していたり、多額の死亡保険金等の受領が見込まれたり、親族間で身上監護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、**弁護士、司法書士等といった専門家を後見人に選任したり、このような専門家を後見監督人として選任することがあります**。

(3) 後見人及び後見監督人に対する**報酬**は、家庭裁判所が付与の可否及び付与の金額を決定し、未成年者の財産から支払われます。(7頁参照)

第3 未成年後見人の職務について

後見人の主な職務は、未成年者の意思を尊重し、かつ、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮しながら、**必要な「身上監護」及び「財産管理」を行うこと**です。

1 身上監護

後見人は、未成年者が満20歳に達する又は婚姻や養子縁組等により後見が終了するまで、未成年者の生活や教育、就労についての援助をすることになります。

2 財産管理

- ・ 財産管理
未成年者に代わって預貯金に関する取引等，必要な法律行為を行います。未成年者の財産が他人のものと混ざらないように管理し，通帳や証書類を保管するほか，収支計画を立てます。
- ・ 具体的な財産管理の方法
 - 財産管理の内容がわかるように，日付及び具体的内容を記録します。
 - 定期的に家庭裁判所に報告し，家庭裁判所の監督を受ける(これを「後見監督」と言います。詳しくは，7頁参照)。
- ・ 最初の仕事
審判書を受け取った日から1か月以内に未成年者の財産調査を行い，財産目録を作成し，家庭裁判所に提出します。



後見人の責任について

後見人が未成年者の財産を管理する場合，自分の財産を管理する以上の注意を払わなければなりません。(善良なる管理者の注意義務)

したがって，たとえ親族であっても，「他人の財産を預かり，管理している。」と考えてください。未成年者の財産を後見人や親族の名義で管理したり，後見人や親族に贈与，貸与するなど，未成年者の不利益となるような管理，処分はできません。

また，遺産分割を行う際には，未成年者の法定相続分を確保していただく必要があります。

財産を不正に処分すると，損害賠償請求などの民事責任が生じます。また，後見人を解任されるだけでなく，業務上横領などの罪で刑事責任を問われることがあります。

第4 後見監督について

1 後見監督とは

家庭裁判所は、後見人が、その職務を正しく行っているかを確認するために、身上監護や財産管理について、定期的に後見人に報告を求めます。これを後見監督といいます。

後見人は、定められた報告時期に毎年、自主的に報告しなければなりません。

なお、家庭裁判所の判断により、後見監督人が選任される場合があります。その場合には、原則として後見監督人の指示に従い、後見監督人に対して後見事務報告を行うこととなります。

～具体的には～

未成年者の生活状況等についての報告書、未成年者の財産目録及びその裏付けとなる資料（通帳や領収書などのコピー）を提出していただきます。必要に応じて、詳しい収支状況の報告や領収書などの証拠資料の提出が求められることがあります。普段から現金出納帳をつけ、収支の裏付けとなる領収書やレシート等を必ず残しておいてください。

期限までに提出がない場合、事情説明のための出頭を拒んだ場合、報告内容に大きな問題がある場合には、家庭裁判所は、弁護士、司法書士等を調査人に選任して後見事務の調査を命じたり、これら専門職を後見人や後見監督人に選任することがあります。さらに、任務違反を理由に後見人を解任することがあります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

(1) 後見人と未成年者の利益が相反する(利害関係が生じる)場合

➡ 「特別代理人選任の申立て」が必要です。

特別代理人の選任が必要な行為の例

後見人と未成年者が共同相続人として遺産分割協議をする場合

後見人が未成年者の所有する不動産を買い取る場合

このような手続きをとらずに、遺産分割等の利益相反行為をした場合、その行為は無効となります。

このほかの場合でも、判断に迷うとき(例:未成年者の重要な財産を処分する場合、多額の支出が予定される場合など)は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

(2) 後見人の報酬を請求する場合

➡ 「報酬付与の申立て」が必要です。

後見人は、職務の内容に応じて、未成年者の財産の中から、一定の報酬を受け取ることができます。

- ・ 家庭裁判所が、報酬を付与するか否か、報酬額をいくらにするかを決定します。
- ・ 後見人は、報酬付与の審判がなされた後、認められた金額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。
- ・ 報酬は後払いとなります。

このような手続きを取らず、勝手に未成年者の財産の一部を報酬として受け取ることはできません。

(3) 後見人を辞任する場合

➡ 「未成年後見人辞任許可の申立て」と
「未成年後見人選任の申立て」
の両方が必要です。

後見人は「正当な事由」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、後見人を辞任することができます。この場合、新たな後見人を選ぶ必要があるため、後見人の辞任を希望する後見人は、辞任許可の申立てと同時に、新たな後見人選任の申立てをしてください。

「正当な事由」があると認められる例

- 後見人が遠隔地に転居しなければならなくなった。
- 高齢や病気などの理由により職務の遂行に支障が生じた。
- 後見事務が負担に感じるようになった。

3 後見の終了

次の場合に未成年後見は終了します。

- 1 未成年者が満20歳に達した。
- 2 未成年者が婚姻した。
- 3 未成年者が死亡した。
- 4 未成年者を養子とする養子縁組が成立した。

未成年後見が終了した場合、後見人は、

- ① 後見終了後10日以内に後見終了の届出を市区町村役場にする必要があります。
- ② 管理していた財産を未成年者（未成年者が死亡した場合は相続人）に引き継ぐ必要があります。
- ③ 最後の後見事務報告書・財産目録を家庭裁判所に提出して報告する必要があります。